

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
バランス栄養固形食品，非常用糧食用		G Q - N 1 7 0 0 7 3
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のバランス栄養固形食品，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“バランス栄養固形食品”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，01改

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 栄養成分

栄養成分は，表1による。

表1－栄養成分

項目	規格
エネルギー	480.00 kcal以上
たん白質	10.32 g以上

表1－栄養成分（続き）

項目	規格
脂質	33.60 g以下
ビタミンA	270.00 μg以上
ビタミンD	3.00 μg以上
ビタミンE	4.80 mg以上
ビタミンB1	0.60 mg以上
ビタミンB2	0.72 mg以上
ナイアシン	6.60 mg以上
ビタミンB6	0.60 mg以上
葉酸	120.00 μg以上
ビタミンB12	1.20 μg以上
ビタミンC	48.00 mg以上
カルシウム	240.00 mg以上
リン	108.00 mg以上
マグネシウム	60.00 mg以上
炭水化物	50.40 g以上
（うち糖質）	（48.40 g以上）
（うち食物繊維）	（2.40 g以上）
食塩相当量	1.23 g以下

2.3 材料

材料は、表2による。

表2－材料

区分	規定又は基準
小麦粉	異臭がなく、きょう雑物を含まない小麦粉
チョコレートスプレッド	異臭がなく、きょう雑物を含まない食品衛生法又はそれに準ずるもの
砂糖	品質良好なもの
卵	品質良好な鶏卵
アーモンド	風味が良好で、病中害及び変敗などが無いもの
脱脂粉乳	食品衛生上の欠点を認めないもの
大豆たんぱく	
小麦たんぱく	
塩	食用塩
でん粉	異臭がなく、きょう雑物を含まない品質良好なもの
ガゼインナトリウム	食品衛生上無害なもの
加工デンプン	
香料	

2.4 加工

加工は次による。

- a) 原料を適量に量る。
- b) 表2の小麦粉以外の粉状のものと砂糖を機械で混ぜ合わせ、その後、小麦粉や卵などを加えかき

混ぜ生地にする。

c) 生地を成形し、一定の長さにカットし、同時に1本につき表面に10個の穴を開ける。

d) カットした生地をオーブンで焼き、その後コンベアで冷却する。

2.5 充填

2.5.1 製品の充填

2.4 で焼き上がったものを2本ずつ 2.8.2 a)の内装袋へ詰め口を閉じた後、2.8.2 b)の外箱へ入れ封をし、製品とする。

2.5.2 包装

2.5.1 で充填した製品3箱を1つにセットし、包装する。

2.6 内容量

内容量は、1包装2本入りとし、3包装で120g以上とする。

2.7 寸法

寸法は、焼き上がり寸法とし、縦70mm、横20mm、厚さ20mmを標準とする。

2.8 品質

2.8.1 品位

品位は、次による。

a) 色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めないものとする。

b) 形状は、つぶれ、割れ、欠けなどの甚だしいものがないものとする。

c) チョコレートの溶け込みが均等で、かつ、十分なものとする。

2.8.2 容器

容器は、次による。

a) **内装袋** 内装袋は、次による。

1) 形状は、平型の袋状容器を標準とし、細部は、製造者の仕様による。また、サイドは山型波線の形状とする。

2) 材料は、アルミニウム、ポリエステル、ポリエチレンとし、細部は、製造者の仕様による。

3) 寸法は、幅120mm×長さ45mmを標準とする。

4) ノッチは、I形とし、両サイドで、機能を発揮する位置とする。

b) **外箱** 外箱は、次による。

1) 形状は箱型のタックエンドカートンとし、細部は製造者の仕様とする。

2) 材料は、紙製とし、細部は製造者の仕様とする。

3) 寸法は、幅100mm×長さ55mm×高さ20mmを標準とする。

c) **包装容器**

2.5.1 の製品3箱が包装できるものとし、細部は、製造者の仕様による。

c) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で、仕上がりが良好なものとする。

2.10 製品の表示

2.10.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づくものとする。

2.10.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“/”で区切り添加物を記載することもできる。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略できる。）及び栄養成分表示とする。

2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示することができる。

2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示するものとする。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質が保証できる製品とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けるものとする。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略することができる。

表3－承認用見本など

種類		規定	数量
承認用見本	容器	2.8.2による。	1
提出書類	包装材料証明		4
	栄養成分表	2.2による。	4

表3-承認用見本など（続き）

	種類	規定	数量
提出書類	材料証明	2.3による。	4
	製造工程表	2.4及び2.5による。	4

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。